

(平成26年1月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月

申立期間の国民年金保険料は、当時同居していた母が、母と私の保険料と一緒に納付していたが、申立期間の私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に同居し、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から申立期間を含む60歳までの保険料を全て納付し、申立人の申請免除期間の保険料を追納していることから、母親の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、A市に転居した昭和58年5月からの国民年金保険料は、母親が自身と申立人の保険料と一緒に納付したと思うと述べているところ、両人の同年5月及び同年6月の保険料は納付済みであり、申立期間の母親の保険料が納付済みであることを踏まえると、申立人の母親は、申立人の申立期間の保険料も納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月及び同年11月

私は、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付し、その領収書を保管しているにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和48年9月以降、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納が無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は保管する国民年金手帳の納付月の欄に、納付した領収書の領収印部分を切り取り貼付しているが、申立期間に係る領収印については、納付年月日のうち、年及び月の一部が欠落しているものの、A銀行（当時）B支店で国民年金保険料を納付したことが確認できる。

さらに、申立人がその後転居したC町の申立人の国民年金被保険者名簿では、申立期間における国民年金保険料の納付記録は、当初「納入」と記録され、その後抹消されていることが確認できるが、当該納付記録の抹消時期及び抹消理由が記載されておらず状況が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を、昭和32年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月25日から同年10月1日まで
申立期間は、勤務先であるA社がC社となった時期であり、新工場の操業準備業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社とC社の双方で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間の前後において勤務形態に変更は無く、A社に継続して勤務していたものと認められる。

また、商業・法人登記簿謄本（以下「登記簿謄本」という。）によると、A社及びC社の代表取締役は、同一人であることが確認できるとともに、昭和32年10月18日発行の地元紙によると、C社は、「新工場が落成し、A社がC社として新たに発足した。」旨の新聞広告を行っていたことが確認できる。

さらに、A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人と同様に、A社において昭和32年9月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年10月1日にC社において同資格を取得していることが確認できる7人に照会し全員から回答が得られたところ、いずれも「A社に勤務していたが、昭和32年10月に新工場が操業を開始し、製造及び事務の部門が移った。」と供述しており、そのうち5人は、「申立期間においても給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

なお、登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できるが、上記7人のうちの1人は、「申立人は、A社では製造及び販売の仕事をしていた。」と供述していることから、申立人は、当時、給与及び社会保険関係の事務に関与していなかったものと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和33年5月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、同社の後継会社であるB社は、登記簿謄本上現存しているものの、事業主及び役員と連絡を取ることができず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道国民年金 事案 2345

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から同年9月まで

私は、勤務していた会社を平成5年7月に退職した後、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた会社を平成5年7月に退職した後、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人が申立期間当時に居住していたとするA市において、申立期間に係る申立人の国民年金被保険者名簿は見当たらない上、申立人は、申立期間の保険料を納付した時期、保険料の納付額及び納付場所についての記憶が無い。

また、オンライン記録により、i) 基礎年金番号制度が導入された平成9年1月前に国民年金に加入していた者に対し、必ず付番されていた国民年金手帳記号番号が申立人には付番されていないこと、ii) 申立期間に係る申立人の5年7月16日付けの国民年金被保険者資格取得及び同年10月12日付けの同資格喪失は、申立人が申立期間後に勤務した会社を9年3月に退職した後の同年6月9日に記録されていることが確認できること、iii) 申立人の国民年金被保険者資格記録の全てが同年同月以降に記録されていることが確認できることから、申立期間に係る申立人の国民年金被保険者資格は、申立人が国民年金の加入手続きを行ったと推認される同年6月頃に遡って記録されたものであり、その時点では、申立期間の国民年金保険料は既に時効により納付することができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から54年3月まで

私は、昭和53年9月に当時勤務していた会社を退職後、同年10月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、同区役所の窓口で申立期間の国民年金保険料6か月分を一括で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年9月に、当時勤務していた会社を退職し、同年10月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者に係る資格取得状況及び保険料納付状況調査により、57年2月頃に払い出されたものと推認できることから、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと認められ、当該加入手続が行われた時点では、申立期間の国民年金保険料は既に時効により納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った後、申立期間の国民年金保険料を一括で納付し、その後の申立人の国民年金保険料について、申立人の妻が妻自身の保険料と併せて納付していたはずとしているが、申立人及びその妻に係るA市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳(マイクロフィルム)によると、申立人の妻は、申立期間直後の昭和54年度から56年度までの国民年金保険料を3か月ごとに納付していることが確認できる一方、申立人は、54年度及び55年度の保険料を過年度保険料として納付し、56年度の保険料を昭和57年3月20日に一括で納付しており、申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人及びその妻に係る昭和57年度のA市の国民年金被保険者名簿において、昭和57年7月以降の夫婦の国民年金保険料の納付日が一致する

ことから、申立人が一括で納付したとする保険料は54年度から56年度までの保険料であり、申立人の保険料が妻の保険料と併せて納付されたのは57年度の保険料であったと推認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 6 月 2 日まで

A社には、昭和 31 年 4 月 1 日から勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は 32 年 6 月 2 日となっている。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に入社した経緯に関する具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間中に、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本によると、A社は、昭和 44 年 5 月 30 日に解散していることが確認できる上、当時の事業主は生存及び所在が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人が名前を記憶する同僚は既に死亡している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が姓のみを記憶する同僚と同姓で、かつ、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる二人に照会したものの、いずれの者からも協力を得られなかったことから、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得られなかった。

さらに、上記被保険者名簿により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた二人に照会し、一人から回答が得られたものの、同人は、「申立人を、記憶しているが、申立人の入社日及び厚生年金保険の適用状況については分からな

い。」と回答している。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によると、申立人並びに申立人が同時期に入社したとする前述の名前を記憶する同僚及び姓のみを記憶する同僚2人の計4人の記号番号は、昭和32年6月6日に連番で払い出されており、いずれも当該事業所において同年6月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これは当該事業所に係る被保険者名簿及びオンライン記録において確認できる資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4835（函館厚生年金事案 75 及び北海道厚生年金事案 4743
の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 39 年 4 月 1 日まで

昭和 38 年 9 月から A 社に正社員として勤務し、その後、関連会社に異動したが、厚生年金保険の加入記録は 39 年 4 月からとなっており、申立期間の同保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと年金記録確認函館地方第三者委員会（当時）及び年金記録確認北海道地方第三者委員会に申し立てたが、いずれの第三者委員会においても認められなかった。

今回、当時のことを証言してくれる上司がいるので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、申立期間において厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無いこと、ii) A 社の健康保険・厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）を確認したところ、当該事業所における申立人の被保険者資格取得日は昭和 39 年 4 月 1 日、資格喪失日は同年 5 月 9 日と記録されており、この記録以外に申立人の記録は無く、整理番号に欠番が無いこと、iii) 申立事業所のグループ企業である B 社の被保険者原票を確認したところ、同社における申立人の被保険者資格取得日は同年 4 月 27 日、資格喪失日は 42 年 7 月 26 日と記録されており、この記録以外に申立人の記録は無く、整理番号に欠番が無いこと、iv) 申立事業所のグループ企業である C 社の被保険者原票を確認したところ、当該事業所に申立人の記録は無く、整理番号に欠番が無いこと、v) 申立事業所及びグループ企業における同僚の供述から申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定することまではできず、

申立期間における雇用保険の加入記録も無いこと等を理由として、既に年金記録確認函館地方第三者委員会の決定に基づき、平成 21 年 4 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の再申立てについては、i) 申立人は、申立内容について証言してくれる者として、申立事業所の同僚、グループ企業の同僚及び当時の事情を知る取引先の職員の名前を挙げているが、申立事業所の同僚は既に死亡しており、グループ企業の同僚及び取引先の職員は、いずれも「申立人が A 社に勤務していたことは覚えているが、申立人の具体的な勤務期間や申立人の厚生年金保険の適用状況については分からない。」と供述していること、ii) 新たに、当該事業所に係る被保険者原票及びオンライン記録により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた者 5 人に照会し、4 人から回答が得られたものの、このうち、当時、当該事業所で社会保険事務を担当していた者は、「A 社で申立人と一緒に働いた記憶が無い。」と供述している上、他の 3 人も「申立人のことは知らない。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかったこと等を理由として、既に年金記録確認北海道地方第三者委員会の決定に基づき、平成 25 年 9 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立内容について証言してくれる者として、申立事業所の上司の名前を挙げているが、当該上司は、「申立人と一緒に仕事をした記憶は無く、当時の資料も残っていないので何も分からない。申立人は、当時の職員の名前を知っているので、もしかしたら、グループ企業に勤務していたのかもしれない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る被保険者原票及びオンライン記録により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できる者のうち、新たに、二人に照会したところ、一人から回答が得られたが、同人は、「申立人のことは知らない。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

なお、上述の上司は、「申立人は、グループ企業に勤務していたのかもしれない。」と供述していることから、今回、改めてグループ企業である B 社及び C 社に係る被保険者原票を確認したが、いずれの事業所においても、申立人が申立期間中に厚生年金保険の被保険者であった記録は確認できなかった。

そのほかに年金記録確認函館地方第三者委員会及び年金記録確認北海道地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。